

横手市週休2日制工事に関する運用

令和6年3月7日
横手市建設部建設課

横手市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、運用を次のとおり定める。なお、営繕工事、農業農村整備工事、森林整備保全工事については、別途定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（1）の「週休2日」は、次により区分される。
 - ① 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。
 - ② 通期の週休2日 対象期間において、土日に限定せず、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2 要綱第2条（1）、（3）の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。
 - ① 夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間
 - ② 工場製作のみを実施している期間
 - ③ 工場全体を一時中止している期間
- 3 要綱第2条（3）の「技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組」とは、次のいずれかに取り組むことをいう。
 - ① 月単位の週休2日交替制 対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、全ての月で休日率を28.5%（8日／28日）以上にする取組
 - ② 通期の週休2日交替制 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、休日率を28.5%（8日／28日）以上にする取組

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法
発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 2 交替制の確認方法
発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式2-1参照）に休日状況確認表（様式2-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 次の工事については、対象外とする。
 - （1）現場工事が4週間未満と見込まれる工事
 - （2）設計額が横手市契約規則に定める随意契約の限度額以下の工事

- 2 発注者は、対象外工事を除く全ての工事について、月単位の週休2日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 3 発注者は、週休2日制工事とする場合は、特記仕様書及び条件明示書に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び週休2日交替制を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。
- 5 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は週休2日交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

要綱第5条関係（工期の変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

- 1 土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準ずるものとし、根拠規定に関する事項は該当する市の規定に読み替えて運用するものとする。
- 2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。

【その他】

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の行程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（1-1、1-2、2-1、2-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日建第927号 一部改正）

1. この運用は、令和6年10月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和7年4月1日建第147号 一部改正）

1. この運用は、令和7年4月1日から施行する。
2. この運用による改正後の横手市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

特記仕様書 ※記載例

第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1－3 週休 2 日制工事の対象	発注者指定型	・本工事は、横手市週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 ・週休 2 日制工事の実施にあたっては、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて行うものとする。
	受注者希望型	・本工事は、横手市週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、契約後速やかに、週休 2 日制又は週休 2 日交替制工事の実施の有無について、監督員と協議するものとする。 ・週休 2 日制又は週休 2 日交替制工事の実施にあたっては、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて行うものとする。

条件明示書 ※記載例

2. 週休 2 日制工事における補正	発注者指定型	・本工事は週休 2 日を推進するため、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を実施することを前提として、経費の補正を行っている。なお、補正係数については、「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に準ずるものとする。 ・工期内において、月単位の週休 2 日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直す。4 週 8 休に満たない場合は補正を行わない。
	受注者希望型	・本工事は、週休 2 日を推進するため、週休 2 日制又は週休 2 日交替制工事を希望する工事である。なお、週休 2 日の経費の補正は行っていない。 ・工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直す。なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に準ずるものとする。